

競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）が有しなければならない、他の有資格者の営業所から「独立した営業所」であることの要件は、次のとおりとします。

なお、資格を有する業種が重複しない有資格者間には適用しないものとします。

- 1 営業所の入口は、他の有資格者の営業所の入口と同一でないこと。
- 2 ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合は、以下のとおりであること。
 - ア 部屋への入口が同一でないこと。
 - イ 天井までの高さがある間仕切り等（会話を容易に聞き取ることができない構造で、かつ、容易に移動させることができないものとする。）で区別されていること。
- 3 入札契約手続に使用する、電話、ファクシミリおよびパーソナルコンピュータを、他の有資格者と共用していないこと。
- 4 建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していないこと。
- 5 建設業法第3条第1項の許可に係る代表者が他の有資格者の代表者と同一でないこと。

（注）資格を認定された後であっても、上記の要件に該当しないことが明らかとなった場合には、資格を取り消される場合がありますので、御注意ください。